

## 「フューチャースクール推進研究会」開催要綱

### 1 目的

社会の情報化の進展に伴い、情報通信技術を利活用した「21世紀にふさわしい学びと学校の創造」を目指して、総務省「フューチャースクール推進事業」を踏まえ、学校現場におけるICT環境の構築・運用や授業での具体的なICTの活用方法、クラウド・コンピューティング技術の活用方法などについて検討し、ガイドライン（手引書）を策定することを目的として、「フューチャースクール推進研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

なお、研究会は、総務省「フューチャースクール推進事業」と文部科学省「学びのイノベーション事業」の連携・調整を図るために、文部科学省において開催する「学びのイノベーション推進協議会」と合同で会議を開催することができることとし、この合同で開催する会議を「ICTを活用した先導的な教育の実証研究に関する協議会」と呼称する。

### 2 主な検討事項

- (1) 「フューチャースクール推進事業」の実施方針、進捗状況の確認、実施主体への助言について
- (2) ガイドライン（手引書）の策定について
- (3) その他学校教育の情報化に関する情報通信技術面の課題等について

### 3 研究会の構成等

- (1) 研究会は、総務副大臣（情報通信担当）が主催し、総務大臣政務官（情報通信担当）、文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）及び別紙の有識者（以下「構成員」という。）により構成する。
- (2) 研究会には、座長を置く。
- (3) 座長は、総務副大臣が指名する。
- (4) 研究会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) その他研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 4 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (2) 構成員は、検討の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (3) 研究会は、構成員に(1)及び(2)の規定に違反が認められた場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など構成員にふさわしくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、当該構成員の研究会への参加を取り消し、その経緯等に関する情報を公開することができる。

## **5 研究会の会議等の公開について**

原則公開とし、議事要旨を総務省のホームページで公開するものとする。ただし、研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

## **6 開催時期**

研究会は、平成 23 年 7 月から平成 25 年 3 月まで開催する。

## **7 庶務**

研究会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信利用促進課が行う。

**「フューチャースクール推進研究会」構成員  
(敬称略、五十音順)**

石原 いしはら	一彦 かずひこ	岐阜聖徳学園大学教育学部教授（※1）
金森 かなもり	克浩 かつひろ	国立特別支援教育総合研究所教育情報部総括研究員
小泉 こいずみ	力一 りきいち	尚美学園大学大学院芸術情報研究科教授（※2）
清水 しみず	康敬 やすたか	東京工業大学監事・名誉教授（※1）
曾根 そね	節子 せつこ	港区立青山小学校校長（※1）
長谷川 はせがわ	忍 しのぶ	北陸先端科学技術大学院大学遠隔教育研究センター准教授
前迫 まえさこ	孝憲 たかのり	大阪大学大学院人間科学研究科教授（※1）
村上 むらかみ	輝康 てるやす	株式会社野村総合研究所シニア・フェロー（※2）
矢野 やの	米雄 よねお	徳島大学情報化推進センター長・名誉教授

(以上 9 名)

※1 平成 22 年度総務省「ICT を利活用した協働教育推進のための研究会」構成員

※2 文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」委員



## 「フューチャースクール推進研究会」開催要綱

### 1 目的

社会の情報化の進展に伴い、情報通信技術を利活用した「21世紀にふさわしい学びと学校の創造」を目指して、~~平成23年度~~総務省「フューチャースクール推進事業」を踏まえ、学校現場におけるICT環境の構築・運用や授業での具体的なICTの活用方法、クラウド・コンピューティング技術の活用方法などについて検討し、ガイドライン（手引書）~~2012（仮称）~~を策定することを目的として、「フューチャースクール推進研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

なお、研究会は、総務省「フューチャースクール推進事業」と文部科学省「学びのイノベーション事業」の連携・調整を図るために、文部科学省において開催する「学びのイノベーション推進協議会」と合同で会議を開催することができるることとし、この合同で開催する会議を「ICTを活用した先導的な教育の実証研究に関する協議会」と呼称する。

### 2 主な検討事項

- (1) 「フューチャースクール推進事業」の実施方針、進捗状況の確認、実施主体への助言について
- (2) ガイドライン（手引書）~~2012（仮称）~~の策定について
- (3) その他学校教育の情報化に関する情報通信技術面の課題等について

### 3 研究会の構成等

- (1) 研究会は、総務副大臣（情報通信担当）が主催し、総務大臣政務官（情報通信担当）、文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）及び別紙の有識者（以下「構成員」という。）により構成する。
- (2) 研究会には、座長を置く。
- (3) 座長は、総務副大臣が指名する。
- (4) 研究会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) その他研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 4 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (2) 構成員は、検討の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (3) 研究会は、構成員に(1)及び(2)の規定に違反が認められた場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など構成員にふさわしくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、当該構成員の研究会への参加を取り消し、その経緯等に関する情報を公開することができる。

## **5 研究会の会議等の公開について**

原則公開とし、議事要旨を総務省のホームページで公開するものとする。ただし、研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

## **6 開催時期**

研究会は、平成 23 年 7 月から平成 24 年 3 月まで開催する。

## **7 庶務**

研究会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信利用促進課が行う。

**「フューチャースクール推進研究会」構成員  
(敬称略、五十音順)**

いしはら <b>石原</b>	かずひこ 一彦	岐阜聖徳学園大学教育学部教授（※1）
かなもり <b>金森</b>	かつひろ 克浩	国立特別支援教育総合研究所教育情報部総括研究員
こいづみ <b>小泉</b>	りきいち 力一	尚美学園大学大学院芸術情報研究科教授（※2）
しみず <b>清水</b>	やすたか 康敬	東京工業大学監事・名誉教授（※1）
そね <b>曾根</b>	せつこ 節子	港区立青山小学校校長（※1）
はせがわ <b>長谷川</b>	しのぶ 忍	北陸先端科学技術大学院大学遠隔教育研究センター准教授
まえさこ <b>前迫</b>	たかのり 孝憲	大阪大学大学院人間科学研究科教授（※1）
むらかみ <b>村上</b>	てるやす 輝康	株式会社野村総合研究所シニア・フェロー（※2）
やの <b>矢野</b>	よねお 米雄	徳島大学情報化推進センター長・名誉教授

(以上 9 名)

※1 平成 22 年度総務省「ICT を利活用した協働教育推進のための研究会」構成員

※2 平成 23 年度文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」委員(仮称)構成員就任予定